

第1回農業委員会総会(令和2年4月20日)

事務局

(矢村浩一)

皆さんおはようございます。

今日の出席委員は12名ということで定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年度第1回農業委員会総会を開催致します。

また緊急事態宣言が発令されておりますので推進委員の皆さまには今回は出席なしということにさせていただきます。それから席の方を一人一個空けててということになっております。これに対しても新型コロナウイルス対策ということでご理解いただきたいと思います。また総会の方も短時間で終了させたいと思っておりますので全て読み上げるのではなく簡素化した形で、名前のみで住所等はぬきにして記載の通りということで重要なところだけを話していただければと思っております。

それから来月につきましては5月の連休明けに事態がどのようになっているかわかりませんので、それをふまえて場合によっては出席人数を縮減した形、2分の1以上の出席があれば開催できますので、そういう事も考えております。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それではまず初めに会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(今 耕一)

皆さんおはようございます。本当にこの緊急事態に会議をするという事自体もいろいろ問題もあるかと思いますが避けて通れない部分もありますのでご協力のほどをお願いしたいと思います。周りを見ると農作業も始まっているなかですが、やはり暖冬の影響もあるのかなと思ったのですが、順調な農作業、また安全な農作業体制にもっていらえれば幸いと思っています。

今日は第1回目の農業委員会総会でございますので慎重審議のほどをお願いしたいと思います。以上です。

事務局

(矢村浩一)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局

(矢村浩一)

ありがとうございます。

ご着席をお願いします。

ここからの進行につきましては、今会長をお願いしたいと思います。

議長

(今 耕一)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので、私よりご指名を致します。

1番・大平康市委員、2番・磯由起子委員をご指名致します。

—報告第1号 農地法第5条の規定による許可について—

議長 (今 耕一)

それでは「報告第1号農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

それでは2ページをお開きください。報告第1号の1番につきましては農地法第5条の規定による許可を令和2年3月19日の総会に於いて許可相当とし令和2年3月27日栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、許可相当の答申がありましたので同年3月27日付で会長専決により許可したものであります。
以上ご報告申し上げます。

議長 (今 耕一)

それではこれより審議にはいります。

それぞれの案件につきましては担当委員に調査をお願いしておりますので随時調査のご報告をお願い致します。

—議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—

議長 (今 耕一)

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

3ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から6番の6件でございます。

いずれの申請も農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の大島和明委員から調査の報告をお願いします。

4 (大島 和明)

議案第1号番号1番についての報告を申し上げます。

(譲渡人)神奈川県〇〇 Aさん

(譲受人)寺子乙〇〇 Bさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)相続により取得したが遠隔地に居住しており、耕作困難なため。

(譲受人)経営規模拡大したい。

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

調査の結果、総合意見としまして、申請地は相続により取得したが管理ができないため現在まで譲受人が維持・管理しているので好ましい案件だと思われます。

また4月13日今耕一会長、大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地調査もいただいている事をご報告致します。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1 (大平 康市)

担当委員の報告の通り同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。

議長	(今 耕一) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(今 耕一) 質問なしの声がありますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(今 耕一) 異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。 次に2番について、担当委員の大平 康市委員、調査の報告をお願い致します。
1	(大平 康市) 議案第1号の2番について調査のご報告を致します。 (譲渡人)那須塩原市〇〇 Cさん (譲受人)寺子乙〇〇 Dさん 土地の所在・地目・面積については記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人)相続により取得したが、農業従事経験がないため譲渡したい。 (譲受人)経営規模拡大したい。 贈与による所有権移転 取得者の経営状況につきましては、記載の通りです。 総合意見ですが、申請地は譲受人の所有地と隣接しており長年にわたり譲受人が耕作していたため贈与するものです。農地の有効利用が図られ好ましい申請と思われます。 なお4月13日、第1班、今耕一会長、磯由起子委員、事務局の現地調査も行われた事を報告して終了とさせていただきます。
議長	(今 耕一) 調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2

(磯 由起子)

担当委員の意見に同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。

議長

(今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員

—質問なし—

議長

(今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長

(今 耕一)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、担当委員の白井英雄委員、調査の報告をお願い致します。

11

(白井 英雄)

議案第1号番号3番についての報告を申し上げます。

(譲渡人) 寄居〇〇 Eさん

(譲受人) 寄居〇〇 Fさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)労働力不足のため、隣接耕作者に譲渡したい。

(譲受人)自作地と隣接しており耕作に便利なため譲り受けたい。

売買による所有権移転 10アール当たり ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

調査の結果ですが、総合意見であります。譲受人は今まで賃借して耕作していましたが、譲渡人が労働力不足のため売り渡したいとの意向であるため自作地と隣接している水田もあり、耕作に便利であるということから譲り受けるものであります。今後とも農地の有効利用・保全が保たれ好ましい内容であると思われまます。

なお4月13日、第1班、今耕一会長、大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地確認をいただいております。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1 (大平 康市)

只今の担当委員の意見に同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の4番」について、担当委員の和知伸子委員、調査の報告をお願い致します。

3 (和知 伸子)

議案第1号番号4番について調査の報告を致します。

(譲渡人)稲沢〇〇 Gさん

(譲受人)稲沢〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)以前より譲受人が耕作しているため。

交換による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

調査の結果ですが、GさんとHさんは甥とおじの間柄であります。何十年前か覚えていない昔に口約束での交換を承諾しておりましたが、お互いが元気な内にちゃんとした手続きをしておきたいということで今回の申請となりました。交換した土地は×筆であります。平成10年の那須水害の折り1枚の田んぼにしたということです。

4月13日、第1班今耕一会長、大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地調査も行われております。以上報告致します。

議長 (今 耕一)
調査委員は私でございますので私の方から意見を申し上げます。

12 (今 耕一)
只今担当委員が報告した通りで付け加えることはございません。以上です。

議長 (今 耕一)
担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

7 (林 武信)
交換ということなのですが、交換のもう一つの案件についての情報が何かありましたらお願い致します。

議長 (今 耕一)
担当委員お願いします。

3 (和知 伸子)
山林です。

7 (林 武信)
わかりました。

議長 (今 耕一)
他に何かございますか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)
ほかに質問なしの声がありますのでお諮り致します。
「農地法第3条の規定による許可申請の4番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長	<p>(今 耕一)</p> <p>異議なしと認め4番について許可する事に決定致します。</p> <p>次に「農地法第3条の規定による許可申請の5番」について、担当委員の白井英雄委員、調査の報告をお願い致します。</p>
11	<p>(白井 英雄)</p> <p>議案第1号番号5番についての報告を申し上げます。</p> <p>(譲渡人) 寄居〇〇 Eさん</p> <p>(譲受人) 寄居〇〇 Iさん</p> <p>土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。</p> <p>権利移転・設定の事由:(譲渡人)労働力不足により耕作できないため。</p> <p style="padding-left: 40px;">(譲受人)経営規模拡大したい。</p> <p>売買による所有権移転 10アール当たり ××円</p> <p>取得者の経営状況は、記載の通りでございます。</p> <p>総合意見でございますが、譲渡人は労働力不足により耕作できないため譲り渡すもので譲受人は譲渡人からの申し出依頼により売買譲り受けるものであります。自作地とも隣接しているので耕作するのもも便利で、経営規模拡大のために購入するものであり農地の有効利用・保全が保たれ好ましい内容であると思われます。</p> <p>なお4月13日第1班今耕一会長、大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地確認をいただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>(今 耕一)</p> <p>調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。</p>
1	<p>(大平 康市)</p> <p>4月13日第1班、事務局の現地確認を行いました。報告の通り付け加えることはございません。</p>
議長	<p>(今 耕一)</p> <p>担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。</p>
全員	<p>—質問なし—</p>

議長 (今 耕一)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の5番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め5番について許可する事に決定致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の6番」について、担当委員の大平康市委員、調査の報告をお願い致します。

1 (大平 康市)

議案第1号番号6番についての報告を申し上げます。

(譲渡人)那須塩原市〇〇 Cさん

(譲受人)寺子乙〇〇 Jさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)相続で取得したが、農業従事経験がないため譲渡したい。

(譲受人)経営規模拡大したい。

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

調査の報告を申し上げます。申請地は良好な水田であり譲受人は長年にわたって申請地を借り受け耕作していたものであります。規模拡大を図るためであり農地の有効活用が図られ好ましい内容であると思われま。

なお4月13日第1班今耕一会長、磯由起子委員、事務局の現地調査が行われたことをご報告致します。以上でございます。

議長 (今 耕一)

調査委員の磯由紀子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2 (磯 由紀子)

担当委員の意見に同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (今 耕一)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の6番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め6番について許可する事に決定致します。

一議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について一

議長 (今 耕一)

次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 (赤羽根 泰啓)

5ページをお開き下さい。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番から3番の3件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の益子政一委員、調査のご報告をお願い致します。

9 (益子 政一)

議案第2号1番についての調査の報告を申し上げます。

(譲渡人)千葉県〇〇 Kさん

(譲渡人)蓑沢〇〇 Lさん

(譲受人)下野市〇〇 Mさん

土地の所在・地目・面積につきましては記載の通りでございます。

農地区分:第1種

転用の事由:譲受人は現在那須町へ通って農業を営んでいるが、親が高齢になってきたことから那須町へ戻り農業を継承したい。営農する為に納屋等が不足するため申請地を農業用納屋に転用したい。また、一部納屋が既に建築されているが、譲受人が引き続き利用したいため、譲渡人の始末書が添付されている。

売買による所有権移転 用地取得費:××円

転用の概要:農業用納屋 ××㎡

資金計画:用地取得費××円 建築費××円 造成費××円
合計××円 全額自己資金 (用地取得費は既に支払い済み)

資金の中で用地取得費全額××万円とありますが既に支払い込みで、Kさんに××万円、Lさんに××万円支払っているようでございます。

調査の結果ですが、譲受人は現在下野市在住で通いながら実家の農業を手伝っております。父母ともに高齢であること、また間もなく退職であるということで那須町に戻り両親と共に農業をやっていくという事でございます。今回の申請地を農業の基地にして所有農地以外に遊休地なども借り入れし規模拡大を図って農業を行いたいという事でございます。申請地には平成の始め頃に建てた建物が2棟あります。1棟は蓑沢〇〇Kさん所有の農地です。もう1棟は蓑沢〇〇Lさん所有の農地に建てております。この2棟の建物の中には現在所有している2tトラック、その他の資材等でいっぱいでございます。余裕が全然ない状態です。そこでこの建物だけでは農業機械関係を格納するのに施設が不足するため、今回の申請地に新たに農業機械等を格納する納屋3棟を軽量鉄骨平屋建てということでございます。1棟だけが約××坪残りの2棟は約××坪のものでございます。建築費はそれぞれ中古の資材を入手できるということで全体で××万円と低く抑えられるということでございます。

総合意見としまして周辺農地に特に影響がないこと、また今回の申請地と自宅とは約×kmほど距離が離れていること、申請地は道路から小高い所にありまして形が不整形で尚且つ急こう配であるということで利用できる面積がかなり制限されております。以上のようなことから申請地全体を運用することはやむを得ないと思っております。

なお申請地に許可を得ず建物を建ててしまった事については譲受人は深く反省しておりまして、始末書が添付されています。

また4月13日第1班今耕一会長、大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地調査も行われております。以上でございます。

議長 (今 耕一)

調査委員は私でございますので、私のほうから意見を申し上げます。

12 (今 耕一)

調査委員の第1班でございますが、担当委員の補足説明はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番3番については関連がございますので一括審議と致します。

担当委員の大平康市委員、報告をお願いします。

1 (大平 康市)

2番3番については関連がございますので一括して調査の報告を申し上げたいと思います。

(譲渡人)那須塩原市〇〇 Cさん

(譲受人)寺子乙〇〇 Nさん

土地の所在・地目・面積につきましては記載の通りでございます。

売買による所有権移転 用地取得費:××円

転用の概要:ため池 ××㎡

(譲渡人)寺子乙〇〇 Dさん

(譲受人)寺子乙〇〇 Nさん

土地の所在・地目・面積につきましては記載の通りでございます。

売買による所有権移転 用地取得費:××円

転用の概要:ため池 ××㎡

転用の事由:譲受人は農業を営んでおり、申請地近くの水田を耕作している。この地域は高低差があり取水を遠方より水田を渡ってこななければならないため、溜め池を設置したい。

資金計画:用地取得費××円 土地造成費××円 給水ポンプ費××円

ネットフェンス一式××円 合計××円

調査の報告を申し上げます。

申請地は長年にわたり不耕作地となっており湿地で狭く譲受人は農業従事の考えがなくやむを得ない申請と思われま

譲受人の事業計画書、残高証明書が添付されていることから溜め池への転用は間違いないものと思われます。2番については以上です。

3番については総合意見ですが、同じく申請地については長年にわたり不耕作地であります。挟歪で湿地でありまして耕作は困難と思われます。譲受人の申し出の通り溜め池への転用はやむを得ないものと思われます。譲受人の事業計画書、残高証明書も添付されていることから溜め池の転用は間違いないものと思われます。

なお4月13日第1班今耕一会長、磯由起子委員、事務局の現地調査が行われたことをご報告致します。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の磯由紀子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

2 (磯 由紀子)

担当委員の意見に同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

11 (白井 英雄)

××円両方で一つなわけですね？

1 (大平 康市)

はい、そうです。

11 (白井 英雄)

わかりました。

議長 (今 耕一)

ほかにありませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございましたのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番および3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)

異議なしと認め2番および3番について許可する事に決定致します。

—議案第3号 非農地証明願について—

議長 (今 耕一)

次に、議案第3号「非農地証明願について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

8ページをお開き下さい。

議案第3号につきましては、「非農地証明願」について、1番から4番の4件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の大島和明委員、調査の報告をお願い致します。

4 (大島 和明)

議案第3号1番について、調査報告を致します。

(願出人)豊原甲〇〇 Oさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Oさん

利用状況:昭和××年より山林化し、現在に至る。

調査の結果、申請地は大木が生え正しく非農地として確認して参りました。

また4月13日今耕一会長、大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地調査が行われたことを合わせてご報告致します。以上です。

議長 (今 耕一)

調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1 (大平 康市)
担当委員の意見に同意します。特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)
担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)
質問なしの声がございますのでお諮り致します。
「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (今 耕一)
異議なしと認め、証明することに決定致します。
次に2番について、担当委員の大島和明委員、調査のご報告をお願い致します。

4 (大島 和明)
議案第3号2番について、調査報告を致します。
(願出人)豊原乙〇〇 Pさん
土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。
所有者:Pさん
利用状況:××年以上前より山林化し、現在に至る。
調査の結果、申請地は山林化しているとありますが全面竹林でございます。正しく非農地として確認して参りました。
また4月13日今耕一会長、大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地調査が行われたことを合わせてご報告致します。以上です。

議長 (今 耕一)
調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1 (大平 康市)
担当委員の報告の通り全面竹林でございました。担当委員の意見に同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。

議長	(今 耕一) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(今 耕一) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(今 耕一) 異議なしと認め、証明することに決定致します。 次に3番について、担当委員は私でございますので調査のご報告を致します。
12	(今 耕一) 議案第3号3番について、調査報告を致します。 (願出人)高久乙〇〇 Qさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 所有者:Qさん 利用状況:平成×年以前より住宅進入路として利用し、現在に至る。 総合意見でございますが、申請地は×筆の住宅の進入路で令和2年3月に測量をし発覚した。 平成×年に撮影された航空写真を見れば×年以前より利用し現在に至り、正しく非農地として確認して参りました。 なお4月13日第1班大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地調査が行われたことを同時にご報告致します。以上です。
議長	(今 耕一) 調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
2	(磯 由起子) 担当委員の申される通り正に非農地として見て参りました。特に付け加える事はございません。以上です。
議長	(今 耕一) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の3番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

次に4番について、担当委員の薄井正志委員、調査のご報告をお願い致します。

10 (薄井 正志)

議案第3号4番について、調査報告を致します。

(願出人)東京都〇〇 Rさん

(願出人)埼玉県〇〇 Sさん

(願出人)宇都宮市〇〇 Tさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:持分3分の1 Rさん

所有者:持分3分の1 Sさん

所有者:持分3分の1 Tさん

利用状況:平成××年頃より山林化し、現在に至る。

調査意見としまして、申請地は願出人3人が平成××年相続により共有取得しております。平成××年頃より農地として利用していなかったことから篠が繁茂し雑木も生え山林状態となっております。申請地一帯は正しく非農地として確認して参りました。

なお4月13日今耕一会長、大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地調査が行われております。以上ご報告致します。

議長 (今 耕一)

調査委員は私でございますので私の方からご報告させていただきます。

12 (今 耕一)

担当委員の申される通りでございます。特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の4番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

—議案第4号 再生困難農地の非農地判断について—

議長 (今 耕一)

次に、議案第4号「再生困難農地の非農地判断について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

12ページをお開き下さい。

議案第4号につきましては、「再生困難農地の非農地判断」について、1番から3番の3件でございます。

再生困難農地の非農地判断につきましては令和元年度に実施した農地パトロールにおいて再生利用が困難と見込まれる荒廃農地のB分類に区分した農地について、非農地とするか否かを審議するものでございます。今回上程している農地につきましては、平成27年度から令和元年の農地パトロールにおいて5年間に渡り引き続きB分類の状態が続いているものでございます。またこれらの土地の所有者に対して非農地判断についての事前通知をしており、農地としての残地意向がなかったものでございます。今回非農地として決定された場合は土地所有者に対し非農地通知を発出し、非農地として決定した旨、及び法務局において地目の変更登記を行うよう通知致します。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (今 耕一)

事務局の説明が終わりましたので、これより1番から3番について一括して審議に入ります。

「再生困難農地の非農地判断」1番について、担当委員の磯由起子委員から調査の報告をお願いします。

2

(磯 由起子)

議案第4号番号1について、調査のご報告を致します。

所有者:豊原乙〇〇 Uさん

土地の所在:豊原乙〇〇

地目:登記簿 山林 現況 畑

面積:××m²

総合意見ですが、Uさんの父親は常民夕狩の開拓者として酪農を営んでおりました。父親が病気になると同時に酪農をやめ、××年以上の月日が経過しております。現在は正に山林化しており、再生不可能と見て参りました。

また4月13日第1班今耕一会長、大平康市委員、事務局の現地調査も行われております。以上です。

議長

(今 耕一)

調査委員は私でございますので私の方から意見を申し上げます。

12

(今 耕一)

担当委員の申される通りでございます。特に付け加える事はございません。以上です。

議長

(今 耕一)

次に2番について担当委員の白井英雄委員、調査の報告をお願い致します。

11

(白井 英雄)

議案第4号番号2について、調査のご報告を致します。

所有者:芦野〇〇 Vさん

土地の所在:芦野〇〇

地目:登記簿 畑 現況 畑

面積:××m²

総合意見でございますが、調査地は東北は山林、西南は倉庫・山に囲まれた場所で、土地パトロールの実施日は令和元年10月11日。

調査の土地は周囲が山林に囲まれ沢浴いに位置し、数十年前より耕作していないため竹、篠、雑木等が生育し藪化しており、今後成長して、耕作しても周りの木々が大きく、生育・日照不良の状況であり、作付不良の土地と見て、非農地と確認調査して参りました。

なお4月13日今耕一会長、大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地調査も行われております。以上です。

議長

(今 耕一)

調査委員の大平康市委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1

(大平 康市)

担当委員の申される通りでございます。特に付け加える事はございません。以上です。

議長

(今 耕一)

次に3番について担当委員の松浦一雄委員、調査の報告をお願い致します。

5

(松浦 一雄)

議案第4号番号3について、調査のご報告を致します。

所有者:寄居〇〇 Wさん

土地の所在:寄居〇〇

地目:登記簿 畑 現況 原野

面積:××㎡

当該地は農地パトロールで5年以上B分類であり、桑の木が大木化しておりその他、篠、藤蔓が繁茂している状況です。農地として利用するには農業機械では大きく成長するのは難しく、佐藤剛さんに確認したところ基盤整備事業の計画もなく、耕作する意志もないということで非農地と判断致しました。

なお4月13日第1班今耕一会長、大平康市委員、磯由起子委員、事務局の現地確認も行われております。以上です。

議長

(今 耕一)

調査委員は私でございますので私の方から意見を申し上げます。

12

(今 耕一)

担当委員のご報告の通りでございます。特に付け加える事はございません。以上です。

議長

(今 耕一)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員

—質問なし—

議長

(今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「再生困難農地の非農地判断」1番から3番について、非農地とすることにご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長 (今 耕一)
異議なしと認め、非農地とすることに決定致します。

—議案第5号 農用地利用集積計画の要請について—

議長 (今 耕一)
次に、議案第5号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。
なお1番から10番についてを一括審議と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (矢村 浩一)
15ページをお開き下さい。
議案第5号「農用地利用集積計画の要請」について、1番～10番の10件について、説明を致します。

1番

設定者: Xさん

被設定者: Yさん

土地の所在: 高久丙 合計×筆

地目: 田、畑

面積: 合計××m²

利用権の種類: 賃借権

内容: 水田

設定期間: 令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価: 現物(玄米) 総量××kg

新規設定

2番

設定者: Zさん

被設定者: aさん

土地の所在: 高久丙 合計×筆

地目: 田

面積: 合計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:水田

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

3番

設定者:bさん

被設定者:cさん

土地の所在:豊原乙 ×筆

地目:畑、田

面積:合計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:普通畑・水田

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

4番

設定者:dさん

被設定者:eさん

土地の所在:豊原丙○○

地目:畑

面積:合計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:飼料畑

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

5番

設定者:fさん

被設定者:eさん

土地の所在:豊原丙○○

地目:畑

面積:合計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:飼料畑

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

6番

設定者:gさん

被設定者:eさん

土地の所在:豊原丙 合計×筆

地目:畑、田

面積:合計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:飼料畑

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

7番

設定者:hさん

被設定者:iさん

土地の所在:沼野井 合計×筆

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:使用賃借

内容:水田

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:

新規設定

8番

設定者:jさん

被設定者:iさん

土地の所在:沼野井 合計×筆

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:水田

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
新規設定

9番

設定者:kさん

被設定者:lさん

土地の所在:稲沢 合計××筆

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:水田

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

10番

設定者:mさん

被設定者:nさん

土地の所在:稲沢○○

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:普通畑

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

いずれも推進委員より良好な案件であると報告を受けております。

よろしくご審議の程お願い申し上げて説明を終わります。

議長 (今 耕一)

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (今 耕一)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農用地利用集積計画の要請について」1番から10番を要請することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (今 耕一)

異議なしと認め、要請する事に決定致します。

これをもちまして、全議案の審議が終了しましたので、令和2年度第1回農業委員会総会を閉会と致します。

—改選関係の報告—

事務局 (赤羽根 泰啓)

農業委員・推進委員の改選に伴う応募の状況でございますが、当初3月31日で締切だったのですが、農業委員、推進委員ともに定員に満たなかったため4月17日(金)まで延長しました。17日付で募集人数には達しました。

—資料配布—

そちらの候補者名簿の通り14名の方が出ております。農業者の方が11名、農業者以外の方が3名という状況です。こちらが選考委員会のほうを4月28日に那須町役場で開催する予定です。農業委員のほうの評価委員になっていただくのが今会長と益子職務代理で、町のほうの総務課長、企画財政課長、農林振興課長が構成委員で評価委員会を開きたいと思っております。決定の際には、5月の中旬になると思っておりますが、決定通知という形でお知らせすることになっております。

状況と致しましては12名の定員中14名の応募ということです。推進委員につきましては30名ちょうどで17日に決定しております。改選につきましては以上のようなところでございます。

加えて、先ほど局長からも話があったのですが、こういう状況でありますので来月の総会につきましては何らかの対応をしなければならなくなるかもしれませんので、その時は宜しくお願い致します。以上です。

事務局 (赤羽根 泰啓)

報告は以上ですが、何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

事務局 (赤羽根 泰啓)

なければ以上で終了したいとおもいます。

お疲れ様でございました。